

令和5年稲敷市農業委員会第5回総会

[5月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第4条（届出）
日程 4 報告第3号 農地法第5条（届出）
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 8 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請
日程 9 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程10 議案第5号 現況証明（農委処分）
日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程12 議案第7号 農地中間管理事業法19条の2（農地利用集積計画一括方式）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君

6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は3番横田梯次委員、4番遠藤一行委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから10ページまでの13件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第4条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書11ページになります。

報告第2号「農地法第4条（届出）」を報告いたします。農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出1件でございます。柴崎字一盃城、田1筆、501㎡について、住宅用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書12ページになります。

報告第3号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出2件でございます。

申請番号1番、江戸崎字荒匂、畑1筆、621㎡について、譲り受け人が、自己住宅として利用するものであります。

申請番号2番、江戸崎字古城西、畑2筆、510㎡について、譲り受け人が、自己住宅及び資材置場用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 報告第4号 農地法第18条(通知)

○議長(根本 脩君) 続きまして、報告第4号「農地法第18条(通知)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長(中島臣哉君) 議案書13ページから16ページになります。

報告第4号「農地法第18条(通知)」について報告いたします。

申請番号1番と2番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。

申請番号3番から6番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程6 議案第1号 農地法第3条(委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 17ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

売買による所有権移転件6件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 上根本字上南曾根、畑1筆、206㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため、買い受けるものでございます。

申請番号2番 上根本字原、田2筆、1,145㎡、申請番号3番 蒲ヶ山字後谷、他1地区、畑3筆、10,990㎡、申請番号4番 高田字須賀、田3筆、17,607㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号5番 上之島字上ノ島、田1筆、1,980㎡についてでございますが、受人が耕作地を贈するものでございます。

申請番号6番 上之島字上ノ島、田1筆、1,392㎡についてでございますが、受人が耕作便利のため、買い受けるものでございます。

申請番号7番 太田字中郷、他1地区、田3筆、8,950㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番(山口幸一君) 2番山口です。申請番号1番について、報告いたします。

5月7日に野村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人

は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。田植え、稲刈り、乾燥調製は〇〇〇〇氏に委託しています。農作業従事日数は160日、経営面積128アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号2番について、報告いたします。

5月7日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜を栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしています。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機6台を所有しております。経営面積2,220アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号3番について、報告いたします。

5月2日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は美浦村でスイカを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は300日、経営面積114アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号4番について、報告いたします。

5月8日に大野推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。乾燥調製は委託です。農作業従事日数は150日、経営面積685アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番・6番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号5番について、報告いたします。

5月8日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は240日、経営面積1,090アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

引き続き申請番号6番について、報告いたします。5月8日に高城推進委員と受人の調査をし、申請

内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積286アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○議長（根本 脩君） 申請番号7番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 19ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 桑山字境町、田1筆、300㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域で農用地区域から農業用施設用地へ用途変更した農地となります。申請人は、申請地において令和5年4月よりミニトマト栽培事業を開始する法人で、ミニトマト栽培ハウスの出入口付近に従業員用トイレを建設するものでございます。事業計画は、プレハブ平屋建て、8.28㎡、1棟を建築し、取水は水道、汚水は浄化槽処理後排水路へ放流する計画です。なお、申請地は稲敷市農業振興地域整備促進協議会で用途変更が認められ、そのなかで定める農業振興地域整備計画で指定された用途に該当し、土地改良区との協議も了しております。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を篠崎惣壽委員よりお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号1番について、去る8日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、従業員トイレ用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 20ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」でございます。

申請番号1番 犬塚字荒野原、畑2筆、1984.61㎡についてですが、平成31年3月総会で許可をし、事業期間を延長承認いたしました事業の再度の期間延長に伴う事業計画変更でございます。建設資材展示場の造成工事を行うため、一時的に工事車両進入路として農地を一時転用しておりましたが、期間を延長するものでございます。茨城県に埋立て等変更許可申請を提出しており、県に確認したところ許可見込みありとのことでございます。別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号1番について、去る8日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、展示場整備のための進入路として一時的に利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条事業計画変更申請」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 9 議案第 4 号 農地法第 5 条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 21 ページをお開き願います。

議案第 4 号「農地法第 5 条（知事）」でございます。

申請番号 1 番 須賀津字足介、田 1 筆、1, 120㎡についてですが、令和 4 年 12 月総会において資材置場用地として賃貸借権の設定による転用許可を受けたものでございます。許可後に土地所有者から売買契約へ変更したいとの要望があり、所有権の移転での再度の許可申請となっております。なお、権利種別以外の事業計画等には変更がございません。

申請番号 2 番 上之島字上ノ島、田 1 筆、1, 824㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区除外済で 10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断いたしました。申請人は、近隣において電気工事業を営んでおりますが、駐車場スペースが手狭であり、資材置場も不足していることから、申請に及んだものでございます。事業計画は、通勤車両や工事用作業車両 23 台、電線管や足場建材などを置く計画です。なお、申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条の 4、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。以上、議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16 番（高須一郎君） 16 番高須です。申請番号 1 番について、去る 8 日、宮崎推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。続きまして、申請番号 2 番について、わたくし根本より報告いたします。

19 番根本です。申請番号 2 番について、去る 8 日、高城推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場及び資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 議案第5号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 22ページをお開き願います。

議案第5号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付5件でございます。

申請番号1番 下太田字下宿、田1筆、31㎡についてですが、昭和50年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付され、周囲の状況からみても農地として継続利用することが困難であるとの申請になります。

申請番号2番 柴崎字居鍵、田1筆、40㎡についてですが、平成9年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 江戸崎字小角、畑1筆、134㎡についてですが、宅地の一部として周囲をフェンスに囲われており、通作路もないなど、周囲の状況からみても今後、耕作することが困難であるとの申請になります。

申請番号4番 阿波崎字宮原、畑1筆、400㎡、申請番号5番 阿波崎字宮原、畑1筆、99㎡についてですが、20年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番(川島 昇君) 18番川島です。申請番号1番について、去る8日、遠藤委員と推進委員の荒井委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和50年頃から、宅地として利用されていたことを、国土地理院発行の航空写真で確認しました。周囲の状況からみても、今後、農地として利用されることが見込まれないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。申請番号2番について、去る8日、川島委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成9年頃より宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号3番について、去る8日、村山委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、宅地の一部として利用されており、通作路もないなど、周囲の状況からも農地として利用される見込みがないため、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番、5番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号4番、5番について、去る8日、木内委員と推進委員の黒田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、20年以上前より、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程11 議案第6号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 24ページをお開き願います。

議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、56件、111筆、162, 282㎡、再設定が、7件、29筆、55, 803㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 農地中間管理事業法19条の2（農地利用集積計画一括方式）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「農地中間管理事業法19条の2（農地利用集積計画一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 58ページをお開き願います。

議案第7号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、3件、17筆、41, 309㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これもちまして、令和5年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。

午後2時45分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

3番委員 横 田 悌 次

4番委員 遠 藤 一 行